

経済建設常任委員会会議録

平成26年12月15日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:15

1. 議案第 89号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第 90号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
3. 議案第 92号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第 93号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第 94号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第 95号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
7. 議案第 97号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
8. 議案第 98号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
9. 議案第 99号 平成26年度飯塚市下水道事業補正予算(第1号)
10. 議案第132号 市道路線の認定

報告事項

1. e-ZUKA スマートフォンアプリコンテスト 2014 の結果について (産学振興課)
2. 指定管理施設の評価について(飯塚市新産業創出支援センター) (産学振興課)
3. 「オートレース中洲」場外発売所の開設について (事業管理課)
4. 飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託に係る受託候補者の選定について (経営改革推進室)
5. 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について (建設総務課)
6. 工事請負契約について (契約課)
7. 市の管理河川における事故について (土木管理課)

○委員長

ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。

「議案第89号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○住宅課長

「議案第89号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明いたします。予算書の183ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ833万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4436万9千円と定めるものであります。

その主な内容について、ご説明いたします。187ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、貸付金の回収に伴う担当職員給与費等を減額するとともに、22節 補償、補填及び賠償金の40万6千円の増額は、減債基金購入債券償還補填金として長期国債等を売却する際に生じる購入価格と売却価格の差を計上いたしております。

次に、25節 積立金の793万2千円は、歳入歳出の財源調整として減債基金に係る積立金を計上いたしております。

続きまして186ページをお願いいたします。歳入につきましては、3款 財産収入、1項 財産運用収入の392万4千円は、減債基金預金利子で24万7千円を減額し、減債基金運用収入等として417万1千円を計上したものであります。

次に、4款 繰越金、1項 繰越金の441万9千円は、平成25年度決算による繰越金を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○事業管理課長

「議案第90号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」の補足説明をいたします。補正予算書の191ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ9億5666万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を197億5378万2千円とするものでございます。

今回の補正は、8月までの売り上げ等の実績を踏まえ、執行残など関係経費の整理を行ったものでございます。その主なものを事項別明細で説明いたします。まず歳出でございますが、196ページをお願いいたします。1款2項1目 事務費、7節の賃金1718万8千円の減につきましては、本場開催の嘱託配置人員数減により計上しております。

次に、197ページの13節 委託料、説明欄中段の電話投票事務委託料3977万7千円の減につきましては、主に民間ポータルチャリロトの電話投票の売上額が伸びなかったため、減額計上しております。

また、19節 負担金補助及び交付金、財団法人JK A交付金2620万5千円の減は、売上額の減額補正に伴うものであります。

次に、198ページをお願いいたします。中段の説明欄、場外発売関係経費のうち、場外発売経費負担金につきましては、売上実績、見込みにより整理いたしまして、関係経費の8703万円を減額計上いたしております。

次に、5目 勝車投票券払戻金、22節 補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金につきましては、売上実績、見込みによりまして、関係経費の7億5559万7千円を減額計上いたしております。

次に、199ページ中段の説明欄のところでございますが、施設維持管理費のうち、維持補修費200万円、各所補修工事200万円及び施設改善事業費の各所改修工事230万円につきましては、3月までの緊急時に対応するための維持経費に不足が見込まれるため、増額計上いたしております。

続いて歳入でございますが、194ページをお願いいたします。1款1項1目1節の勝車投

票券発売収入、補正額10億8320万6千円の減及び2款1項 受託事業収入、1目1節 場外発売業務負担金3785万7千円の減につきましては、当初の概算日程の見直し及び専用場外発売場の実績等の整理を行い、減額補正するものでございます。

次に、195ページの下段でございますが、5款2項1目 財団法人JK A交付金還付金、補正額1億6372万3千円につきましては、赤字還付制度によりまして平成25年度赤字還付見込額を計上いたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○坂平委員

この維持費ですか、維持費、この分が既にいま現在でも発生しているわけですが、今回、指定管理者でされると思うんですよね。来年度からの維持費関係、これはどのくらい予想してますか。

○事業管理課長

現在、来年度の予算関係につきましては、協議を行っているところでございまして、他場の例を見ますと浜松場で約5000万円程度をですね、予算は計上しておるようでございますので、それに近い規模になるのではないかとこのように考えております。

○坂平委員

年々売り上げがずっと下がってきているわけですよ。それに対して飯塚オートレース場、私はめったに、ことし1回も行ったことないですけどね。スタンドあたりが、観客スタンド、このあたりがかなり老朽化して、耐震検査もしたわけでしょう。その後、来年度ぐらいから着手しなきゃいかんのじゃなかろうかと思うわけですよ。耐震診断を受けた結果においてね。そういう面を見れば、よその場と比較はできないと思うんですよ。各場に対してはね。竣工年度がそれぞれ違うと思うんですよ。そういう面から見るとね、よその場の例を挙げて概算これぐらいだろうということじゃなく、飯塚オートレース場自体がどういった場の整備をしなきゃいかんかということ、概算じゃなく、ある程度、もう来年度着手するんであれば、おそらく予算は組んでないといけないと思うんですよね。これは指定管理は5年ですか。今回、指定管理というか今度受注されたところが出てますけどね。ここにさせるのは5年間でやってもらうわけですけど、その間、5年間はまだ継続してするわけですよ。そうなった場合に、維持費がどのくらいかかるかということ想定しないと、例えば売り上げの1.5%かな、これをもらって、維持費がそれ以上かかるということになった場合には、全く採算が初めからのらないという状況でスタートをするような状況になりますので、そのあたりはどんなふうに考えてますか。

○経営改革推進室主幹

いま事業管理課長のほうで予算について申し上げましたけれども、耐震診断が来年度予定をいたしておりますので、その診断結果を見ながらですね、その後の耐震補強も含めまして補修について計画を立てていきたいというふうには考えております。財源につきましては、現在のところ避難者の指定を受けておるオートレース場については、国庫補助をですね、3分の1程度でございますが、考えております。残りの財源については、現在、いろいろと模索をしておるところでございます。

○坂平委員

耐震診断は来年度受けるということだけど、観覧席のスタンドがありますよね、ロイヤルボックスじゃなく、観覧席、野外かな、どういうふうに表現すればいいかちょっと私もわかりませんがね。あそこを原状どおり復旧するには、3分の1の補助金をもらってもかなりの額が発生すると思うんですよ。そういうことからね、耐震診断を受けてないからと、おそらく耐震診断を受ければつくりかえなさいということが目に見えてると思うんですよ。そういうことを

ね、やっぱり勘案しながら算定をしていって計画を立てないとね。じゃあ、あれを元のままに復元するという事になったら、莫大な金額がかかると思うんですよ。そうすると、5年間は継続していく、じゃあその5年間でその分が回収できるのかと、出資した分だけ費用回収がね、年間1.5%、これだけ毎年売り上げが下がってきているわけですよ。このレース場の売り上げに対しては、基本的に以前からも毎年その予測で上がってきた分よりも大幅に、決算時期が違いますんで、これだということは決算委員会でも言えないし、状況を見ますとね、毎年毎年その報告と実績が異なっていて、極端に下がってるんですよ。そのあたりをもっと当初予算を組んだ段階で誤差のないような予算組みをしないと、ただスタートする段階では、あくまでも見通しですけど、これだけの売り上げが見込まれますという説明は何回となく私も受けているわけです。ところが、それと実際に異なっていて売り上げが全然伸びてないと。いろんな試行錯誤をされていると思うんですよ。試行錯誤されているけど売り上げが伸びないということですからね。初めから当初予算、予測を立てるときから、少し控え目に立てるべきではなからうかと思えますので、先ほど私言いました耐震診断、この分を来年度受けた後じゃなくて、早めに受けて、推定的でもよございますんで、できるだけ早めに出してください。そうしないと、これをずっとお話をしよくと長くかかると思うんですよ。だから、誤差のないような予算組みをお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第92号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。予算書の209ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2311万6千円とするものでございます。

内容の主なものについて、歳出から説明をいたします。212ページをお願いいたします。1款1項2目 施設管理費の55万5千円の増は、光熱水費で電気料金の改定、維持補修費で老朽化によるポンプの交換等に伴うものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。同じく212ページをお願いいたします。歳入につきましては、3款1項1目 繰入金46万6千円の増は、財源調整をしたものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 平成26年度飯塚市農業集落排水

事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第93号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」について、補足説明をいたします。補正予算書の213ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ82万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8648万9千円とするものでございます。

主なものを歳出から説明をいたします。217ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費112万8千円の増は、職員の異動に伴う人件費の増額でございます。

1款1項2目の市場管理費30万4千円の減は、冷凍庫等点検委託料等の契約締結に伴うものでございます。

歳入の説明をいたします。216ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料80,000円の減は、花き部使用料及び青果部付属営業人施設使用料の本年度見込みによる減額でございます。

2款1項1目の一般会計繰入金94万4千円の増は、財源調整をしたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（討論なし）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第94号 平成26年度飯塚市駐車場特別会計補正予算（第1号）」について、補足説明をいたします。「平成26年度飯塚市一般会計・特別会計補正予算書」の221ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ617万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4072万7千円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、223ページの「第2表 債務負担行為補正」をお願いいたします。飯塚立体駐車場システムの更新をするため、債務負担行為を設定し借上げするものでございますが、借上げの額が確定しましたので、確定額に合わせて補正するものです。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。226ページをお願いいたします。1款1項の駐車場事業費は、決算見込による職員給与費及び駐車場管理費の減額をするものでございます。このうち各所補修工事につきましては、本年度施工を予定していた立体駐車場屋上の手すりの取りかえを工法等の見直しをするため先送りすることとしましたので、減額するもの

です。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。225ページをお願いいたします。歳入歳出のバランス調整のため、一般会計繰入金を915万2千円減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第95号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。補正予算書229ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2279万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4660万8千円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、平成25年度の決算に伴い26年度の繰越金額が確定したことにより、歳入歳出において予算の増減を行ったものです。

内容について、事項別明細書により説明させていただきます。この予算につきましては、まず歳入から説明をさせていただきます。232ページをお願いいたします。まず、1 財産運用収入の市有土地貸付料ですが、これは目尾工業団地用地の一時貸付による貸付料1件、12万6千円を追加計上したものです。

続きまして、3 繰越金ですが、これは昨年度の鯉田工業団地への4社進出に伴う売り払い収入を含む歳入から公債費の繰上償還を含む事業費総額を差し引いた残金1億4646万8千円の繰越額が確定したため、増額補正するものです。このため、一般会計から繰り入れることとしておりました繰入金については、2380万1千円を全額減額して、歳入と歳出の調整を図っております。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。233ページをお願いいたします。鯉田工業団地の管理費として、工業団地内の調整池そばの緑地法面からの土砂流入を防ぐための整備工事費を360万円計上いたしております。

また、昨年度に4社の進出が決定しましたが、進出が決定した企業がそれぞれで給水設備を設置する際の工事費が、団地内の構造と水道管の埋設位置により、進出した区画間で工事費に格差が生じることから、この格差是正のために経費の一部を補助する経費を計上しております。

なお、歳入歳出調整のため、歳出では剰余財源1億1742万円を予備費として留保いたしております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○坂平委員

いま言われました各所整備工事、それと配水管布設工事の補助金ですか。この内容を詳しく説明していただけないですか。

○産学振興課長

各所整備工事についてですが、これは実は調整池、鯉田工業団地に調整池がございますが、その横に緑地のあります法面がございます、そこのほうから少し土砂が流れ始めております。それが入り込みますと調整池にたまってくる可能性がございますので、それを未然に防ぐための法面を固める工事費として360万円ほど計上させていただいております。

それからもう一方の配水管布設工事費補助金ですが、これは鯉田工業団地が若干の高低差がございます、鯉田工業団地の区画によりましては法面の下に水道管が布設されている所がございます。最も近い水道管から給水しようとする、その法面の高さを上げなければいけないような状況になりまして、そういった工事は非常に困難でありますことから、道路を渡った先の平地のほうから水道管を引いてくるような工事を行うために、その道路を渡るその工事費の部分の水道管にかかる費用の分だけを補助金として助成をいたしまして、ほかの団地を購入されたところの企業さんと同じような予算で給水管の整備を行っていただくよう考えたものです。

○坂平委員

最初のほうの各所整備工事、調整池の法面の崩壊と、これの整備費ですということですけど、工事の瑕疵担保はもう期限は切れているんですか。建設のほうがわかると思いますけど。

○土木建設課長

調整池につきましては、土羽で仕上げております関係上、そこに草等がまだきっちり生えていないものですから、雨が降った場合についてその法面を雨が流れてきまして、調整池に堆積しているような状況でございます。

○坂平委員

質問している答えになっとらん。瑕疵担保はもう期限は切れてるわけ。

○土木建設課長

瑕疵担保はございません。

○坂平委員

瑕疵担保はございませんというが、工事は終わったわけでしょう。瑕疵担保はあるはずでしょう。だから、期限が切れているのかどうかを私聞きよるんですよ。瑕疵担保がないということは、初めからないはずですよ。

○土木建設課長

申しわけございません。瑕疵担保は2年になっておりますので、瑕疵担保は切れております。

○坂平委員

その法面が崩れたのは大体いつぐらい、ことし崩れたわけですか。去年ですか。

○土木建設課長

法面につきましては、崩壊しているわけではございません。表面を雨水が流れています関係上、土砂が少しずつ流れているというような状況でございます。

○坂平委員

意味があんまりわからんとやけどね。要するに法面が、2年瑕疵担保は過ぎているということで、草はもう生えてるわけでしょう。種子吹付か何かしとるわけでしょう。草は既に生えているのに、法面は急勾配なんですか。現地は私も見てませんけど。

○土木建設課長

法面につきましては、種子吹付等は施工しておりますが、現地の土砂を流用して法面を形成してます関係上、表面のボタ類、粒子の荒い分につきまして表面が流れているというような状況でございます。草等につきましては当然生えておりますが、みっしり密集した状況にはなっておりません。

○坂平委員

これは金額がわずかでしょうからね、総面積、相対的には何割ぐらいの法面がそういう状況

になっておるわけですか、調整池の。

○産学振興課長

今回行う場所は法面の一部でございます。調整池のほんのそばの一部、すいません、どのくらいの面積になるか、今ちょっと数字が出せませんが。

○坂平委員

次の排水管布設工事、これの補助金、これはどういう、先ほど言われよった元々の水道管が法面に入っていると。この工業団地を売買するときに、その条件等は入っているんですか。初めからそういう条件が加味した中で土地購入を企業の方はされたんじゃないんですか。初めからこれが、水道管布設工事に対して補助金を出しますよというような契約内容になってたんですか。

○産学振興課長

この工業団地を購入した企業さんに対しましては、この給水管の設備はそれぞれの企業のほうで設置していただくようにしておりましたが、今回、この配水管、水道管の埋設位置につきましては、こちらのほうから詳細に説明をしておりませんで、今回この工事を行うに当たりまして、その法面の下から給水するというふうなことが困難であることが判明したために、このたびそのような企業2社に対しまして助成を行い、他の企業さんとの格差を是正するように考えたものでございます。

○坂平委員

これはこの誘致企業の工業団地にかかわらず、そういう条件等で売買されとるわけでしょう。鯉田工業団地の誘致企業の公募の条件として、そういう条件で入ってない部分をね、金額はわずかですよ。ところが、一般的にね、ほかの地域でも例えば新しく住宅を建てて、例えば離れとして、給水管が来てない分は自己負担で引かなきゃいかんわけですよ。だから、あくまでもやっぱり誘致企業だからといってね、こういった補助金の出し方自体は少しおかしいんじゃないかなと思うんですよ。それであるならば、飯塚市内全域にそういった条件等が出てきた場合、補助金を出すんですかということも言われても、行政的にね、出さなきゃいかんような状況が出てくると思うんですよ。それがこの公募条件の中に付されていれば、補助制度で対応しますよという内容が入っていれば、こういうことを出すことはやぶさかでないと思います。これはそういうことが初めから入ってないのに、これは補助金を出すこと自体はどうかなというふうに思うわけですけど、どんなふうですかね。

○産学振興課長

確かにこの給水設備設置工事は、それぞれの企業が負担をしていただきまして施工していただくという内容になっておりますが、ただ購入された土地によりましては、給水管の距離が非常に長くなる箇所がございます。そのために、この工事費の基本的に負担をしていただくところは、企業さんのほうで負担をしていただくのですが、場所によってはどうしても長い距離を給水管の設備を配置しなければいけない企業のみに限って、他の企業と変わらない長さの給水管を配置していただくための補助金として交付をするものです。なので、この鯉田工業団地内の企業さんにおいては、自社で給水設備設置工事を行う費用については、全ての企業が同額を負担していただくことになっております。

○坂平委員

説明されてますけどね、何か意味が、少し理解しにくいんですけどね。どなたかもっとわかりやすく説明できる方がおられたら。

○経済部長

坂平委員がご指摘のとおり、わかった上で購入したんじゃないかというご指摘だと思います。それで、私ども工業団地を売買交渉する際に説明はしておったつもりでございますが、先ほど課長が説明しましたように、本管の位置によってはですね、かなり給水するのに経費の違いが

あるということが、恥ずかしい話ですけども、ご指摘によってわかったところもございます。その中で、過去においてもですね、道を横断する際にそういうような負担をしたケースがございましたので、内部でいろいろ検討しました結果、1つはですね、あそこがベタで全部同じ単価で売ったんですけども、同じ単価で売っているのに、区画によって給水施設設備を設置する際に金額に差があるのはいかなものかということで、内部で検討しました結果ですね、その分だけをですね、市のほうで補助しようというふうな結果になりましたので、よろしくお願ひします。

○坂平委員

いま説明を聞けば理解できないことはなくはないですよ。ただ、私が言っているのは、あくまでもそういう公募の条件に入っていない部分を、そういう途中からね、その格差が出てくるということで補助をするとね、この工業団地だけじゃなく飯塚市全域の水道事業に関して、私が先ほど言った、水道管が来てない所に家を建てると、住宅を、そうしたときに自己負担なんですよ、全部。給水管が来ている所から引っ張る距離の短い所はいいですよ。極端にいうと、全く水道管の本管が来てない所を引っ張るときにはですね、全部自己負担なんです。水道管自体は寄付採納で、あとは市のほうで管理をしてもらおうと。市に寄付をするわけです。そういった状況からいうと、公平性に欠けるかなというふうに思うわけですね。こういう実例をつくると、ほかの地域でもそういう問題が出たときに、ここでは出してるじゃないかと、個人の定住をしようと思って家をつくったけど、それには補助制度はないんですかと言われたときに、どういうふうに説明されるんですか。ここは同じ工業団地を販売した中で、格差があったから補助をしましたと。個人の住宅の場合でも同じような状況が言えると思うんですよ。そのあたりは、今後そういった状況が出たときは、全部補助を出すんですか。

○経済部長

経済部の工業団地の件のみの回答とさせていただきます。すいません。

(発言する者あり)

水道事業については、私ちょっと回答できない部分がありますので、もう一度説明させていただきます。通常、例えば市が分譲団地、住宅団地を分譲する際に、宅内近くまで本管を、今までの例からいいますと、宅内もしくは境界まで給水管を引っ張って、すぐ給水できるような形、メーターをつけられるような形で、過去は分譲しております。工業団地についてもですね、市が分譲してますので、境界までの給水施設というのは市の責任においてすべきものだというふうな考えを持っておりました。実際が道路の反対側にしか本管がなくて、そこから引っ張ってこなくてはいけないというようなこともございましたし、先ほど説明しましたように、各区画全部同じ単価で売ったということがありまして、元々言ったらそういうかかる費用を計算した上で、区画によっては若干の価格の上乗せとか、逆に下げるとかというような方針をとるべきだったと反省しております。いま委員さんがご指摘のとおり、自己負担ですというのは、十分その辺は認識しておりますので、その辺のところは市が分譲したものだというような説明を行って、ご理解していただきたいと思っています。

○坂平委員

あくまでも公募条件にないことを、心情的にね、同じ工業団地の6区画か8区画かわかりませんがある中で、こういった177万2000円、金額にすればわずかでしょう。でも、そういう心情的に、市が公募条件にないことをしたというようなことのないようにね、今後はやってください。そうせんと、公募条件にないものをね、そういう苦情が出たとかクレームがついたということで出していけばね、これはきりがありませんよ。だから、ほかの水道事業にもこれは関連してくると思うんですよ。これは経済部のほうでやりましたからということじゃなく、これは経済部といえども、あくまでも飯塚市なんですよ。飯塚市がそういうことをしたということになれば、水道事業のほうにも関連が出てきますし、個人の、先ほど私が言うよう

に、住宅を建てたときも水道管が来てないから水道管を引っ張ってくださいよと、今まで最長で、最長以上に長くなったからその差額は補助で出してくださいよということと言われたときに、市が出さなきゃいかんごとなりますよ、こういう実例があれば。だから規約にないものは規約にないということで、きちっと一線を引いた中でやるような事業をやってほしいと思います。お願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第98号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第99号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第97号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。第3条の収益的収入の予定額については、1694万4千円を減額しまして34億449万3千円とするものです。

2ページをお願いいたします。第3条の収益的支出の予定額につきましては、1425万2千円を減額して31億6566万3千円とするものです。第4条の資本的収入の予定額につきましては、922万4千円を減額して10億6387万2千円とするものです。

3ページをお願いいたします。第4条の資本的支出の予定額につきましては、9985万6千円を減額して22億2009万7千円とするものです。

内容について、13ページ以降の明細書により説明いたします。収益的収入の1694万4千円の減につきましては、主に給水収益・水道料金の減によるものです。

14ページをお願いいたします。収益的支出の1425万2千円の減につきましては、16ページの配水及び給水費での給配水管緊急修繕の委託料が増となったものの、人事異動等に伴う人件費が減、17ページの25年度決算に係る減価償却費が減となったことによるものです。

18ページをお願いいたします。資本的収入の922万4千円の減につきましては、がんばる地域交付金事業分として19ページの一般会計補助金が増となりますが、事業費の減により企業債と一般会計出資金が減、また口径別の納付金が減となったことによるものです。資本的支出の9985万6千円の減につきましては、20ページの改良事業費での工事請負費が減、21ページの新設事業費での工事請負費、第8期拡張事業費での工事請負費が減となったことによるものです。

次に、「議案第98号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。23ページをお願いいたします。第3条の収益的収入の予定額につきましては、58万2千円を増額して4277万6千円とするものです。第3条の収益的支出の予定額につきましては、21万3千円を増額して4197万8千円とするものです。

24ページをお願いいたします。第4条の資本的収入の予定額につきましては、601万4千円を減額して2763万1千円とするものです。第4条の資本的支出の予定額につきましては

は、104万7千円を減額して3840万4千円とするものです。

内容につきましては、29ページ以降の明細書により説明いたします。収益的収入の58万2千円の増は、新規契約等により給水収益が増となったことによるものです。収益的支出の21万3千円の増につきましては、25年度決算に係る減価償却費が増となったことによるものです。

30ページをお願いいたします。資本的収入の601万4千円の減につきましては、事業費減により一般会計補助金が減となったことによるものです。資本的支出の104万7千円の減につきましては、改良事業費での工事請負費が減となったことによるものです。

次に、「議案第99号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。31ページをお願いいたします。第3条の収益的収入の予定額につきましては、451万7千円を増額して19億6346万1千円とするものです。第3条の収益的支出の予定額につきましては、1883万3千円を減額して17億4751万2千円とするものです。

32ページをお願いいたします。第4条の資本的収入の予定額につきましては、2億3821万9千円を減額して10億438万8千円とするものです。第4条の資本的支出の予定額につきましては、2億4312万6千円を減額して16億8444万5千円とするものです。

内容につきましては、41ページ以降の明細書によりご説明いたします。収益的収入の451万7千円の増につきましては、主に下水道使用料が増となったことによるものです。

42ページをお願いいたします。収益的支出の1883万3千円の減につきましては、主に43ページの処理場費での委託料、45ページの25年度決算に係る減価償却費、46ページの支払利息が減となったことによるものです。

資本的収入の2億3821万9千円の減につきましては、主に国庫補助金 社会資本整備総合交付金が減、それに伴いまして事業費が減となり企業債が減となったことによるものです。

47ページをお願いいたします。資本的支出の2億4312万6千円の減につきましては、施設整備費と施設改良費での工事請負費が減となったことによるものです。理由としましては、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の減による事業費の減、執行残の整理によるものです。

以上で、上下水道事業関連の補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第97号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第132号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書137ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。

今回認定する路線は、3路線、延長203.7メートルでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番から3番の路線は、開発帰属に伴う路線認定を行うものでございます。

路線箇所は、138、139ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第132号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2014の結果について」、報告を求めます。

○産学振興課長

「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2014の結果について」、報告いたします。本市の産業政策は、平成25年3月に策定した新産業創出ビジョンに沿って、「人と産業が集まり成長するまち」を目標に、各種の事業を実施しております。

このスマートフォンアプリコンテストは、さまざまな可能性に富んだスマートフォン等のモバイル端末のアプリケーション開発のコンテストをここ飯塚で実施することにより、優れたIT技術者の発掘と育成を推進するとともに、「技術者が集まるまち飯塚」を全国に発信すべく取り組んだものです。

3回目の開催となる本年は、遠くは青森県から応募いただくなど、全国各地から67件の応募がありました。一次審査を通過した23チームが、11月22日に九州工業大学情報工学部で開催した最終審査のコンテストで、各自が開発したアプリについて説明を行っております。

外部有識者等の審査員により審査を行った結果、配付資料のとおり各賞が決まりましたので、ご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2014の結果について」、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について(飯塚市新産業創出支援センター)」の報告を求めます。

○産学振興課長

「指定管理施設の評価について(飯塚市新産業創出支援センター)」について報告いたします。現在、指定管理者制度を導入しております「飯塚市新産業創出支援センター」につきまして、平成26年11月7日付で「飯塚市指定管理者評価委員会」に平成25年度の実績に基づく指定管理の評価を諮問いたしておりましたところ、12月5日金曜日に答申を受けましたので、その結果を配付資料のとおりご報告いたします。

評価結果につきましては、総合評価は「概ね適正」とされておりますが、いくつかの改善点も指摘されております。この評価結果を受けまして、当課から指定管理者に対して結果の通知及び改善指導を行いましたので、あわせてご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「「オートレース中洲」場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○事業管理課長

「「オートレース中洲」場外発売所の開設について」、報告いたします。提出資料をお願いします。平成26年11月21日に、設置申請者でありますサテライト中洲株式会社から九州経済産業局へ「オートレース中洲」の設置申請書を提出、12月5日に設置許可、12月11日に検査が終了しております。開設日は12月下旬の場外発売の23日頃を予定しております。

発売所の概要でございますが、名称は「オートレース中洲」。場所は福岡市博多区中洲三丁目7番24号グイツビル3階、サテライト中洲内、福岡市営地下鉄中洲川端駅直結。設置者は、サテライト中洲株式会社。

施設の概要ですが、オートレース専用としまして、自動機2窓、手売2窓、60インチモニター2台、40インチモニター10台となっております。

発売日数は、年間約340日を予定しています。

売り上げ見込みにつきましては、1日当たり42万円、年間1億4280万円を見込んでおります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託に係る受託候補者の選定について」、報告を求めます。

○経営改革推進室主幹

飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託にかかります受託候補者の選定につきまして、ご報告を申し上げます。提出資料の1ページをお願いいたします。受託候補者特定までの経過につきましては、10月10日に公募を開始いたしまして、17日に公募説明会、施設見学会を開催いたしております。1カ月の公募期間ののち、11月10日に企画提案を締め切りいたしまして、日本トーター株式会社、日本写真判定株式会社、溝江建設株式会社の3社から参加表明がなされております。それぞれから企画提案書の提出がなされたところでございます。翌11日と27日に業者選定委員会を開催いたしまして、プレゼンテーション及びヒアリング審査

等を実施いたしまして、受託候補者として日本トーター株式会社を選定いたしております。

次に、業者選定委員会につきましては、附属機関の設置に関する条例の一部改正につきまして9月議会で議決を得たのち、委員構成につきましては当該規則第3条の規定に基づきまして、小型自動車競走に関し識見を有する者2名、市職員4名の計6名となっております。委員名等につきましては、資料に掲載しておりますとおりでございます。

2ページをお願いいたします。審査経過といたしましては、第1回選定委員会におきましては委嘱状交付ののち、プレゼンテーション及びヒアリングについての審査要領の策定及び選定審査基準の策定などを行っております。第2回目の選定委員会につきましては、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施いたしまして、下段に掲載しておりますように評価項目10項目につきまして厳正なる審査を行い、総合得点742点を獲得いたしました日本トーター株式会社を選ばれたところでございます。

提案内容につきましては、各社いずれも創意工夫を凝らし完成度の高い内容でございまして、受注に対する意欲と熱意が感じられるものでございましたが、最終的には運営組織、執行体制、ファンサービス向上策などの点で、日本トーター株式会社が高く評価されたものと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託にかかります受託候補者の選定につきましての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○平山委員

これは質問じゃありませんけど、ちょっとお願いの意味も込めて一言申します。累積赤字が14億円以上、そしてこれからの売り上げ、先の見えない売り上げ減の心配、それと先ほど坂平委員が言われました耐震のことやらですね、いろいろ本当に先の見えないレース場の経営の中にですね、5年間という中期的な受託候補者を見つけてくれました、経営改革推進室を大変私は評価いたします。その中でですね、今度、飯塚オートレース場を包括的民間委託されるところは日本トーターですよ。日本トーターはいま浜松のオートレース場もしておると思うんですけど、浜松の受託者が運営される中で約七、八年たっていると思うんですよ。その中で最初に、車券払い戻し従事員ですね、そういう方たちが280名ぐらいおった中で、今80名程度になっておると思います。そして日当と言うんですかね、給料ですかね、それも大体2割5分から3割ぐらい下がってきていると思うんですよ。そういう中で、今回は社協が経営しておりました食堂も、おそらく社協が手を引くと思うんですよ。そういう中でですね、非常に多くレース場に今までかかわってこられた従事員さんたちの急激な、その何と言いますか、この受託候補者との間の交渉の中でですね、給料と言いますか日当と言いますか、そういうものが激変しないようにですね。せっかくここまで、5年間という中期的な経営をしてもらったところだったので、経営改革推進室もできるだけ調整の中に入ってですね、従事員さんたちが納得できるような形で最初は取り組んでほしいと思います。それだけです。よろしく願いします。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○明石委員

いま言われましたように、大体オートレース場の中にかかわる事業に関係している方がかなりおられると思いますので、そういう今後のスケジュール等をですね、できるだけ早く報告をお願いしたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について」、報告を求めます。

○建設総務課長

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について、報告いたします。

平成26年12月4日に予定されていた証人尋問が、ごみ問題を含めた抜本的解決を図る協議を双方の代理人を通じて行うため、原告より裁判所に期日変更の申し出があり、延期となりましたので、報告いたします。

なお、平成27年1月15日に予定されている証人尋問の日に、平成26年12月4日分の証人尋問が行われる見込みです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。今回報告いたします2件の工事は、いずれも土木一式工事でございます。入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において資料1ページの徳前大橋修繕工事は市内土木一式工事のⅠ等級またはⅡ等級に格付けされている要件等を、資料2ページの大谷池関連貯水施設新設工事は市内土木一式工事のⅡ等級に格付けされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。徳前大橋修繕工事につきましては、21者による入札を執行いたしました。その結果、落札額が5356万5840円、落札率86.04%で、株式会社藤田建設が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。大谷池関連貯水施設新設工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額が5156万5680円、落札率86.51%で、茜建設株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によりまして2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市の管理河川における事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市の管理河川における事故について」、報告いたします。事故の概要につきましては、平成26年11月11日午後3時35分頃。伊川地内の準用河川、蓮台寺川の河川敷内において、当事者が蓮台寺川の上流から右岸をカメラ撮影しながら散策していた際、河川護岸の法面保護コンクリートの上で乗ったところ、保護コンクリートの下の土砂が大雨や長年の流水により流出し空洞になっていたため、落とし穴のような状況で穴に落ち、当事者の両腕の打撲、擦過傷及び当事者所有のカメラを損傷させたものです。損害賠償につきましては現在、相手方と協議

をしているところでございます。

河川管理につきましては補修箇所を発見した際に迅速に対応しておりますが、さらに気を付けて管理を行ってまいります。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。